

新型コロナウイルス感染症に対応した学校生活ガイドライン（冬季版）

～子供たちが安心して学べる環境を整えるために～

足利市教育委員会

【 学校での生活 】

- 1 始業前
 - ・ 児童生徒の登校前に教室等の窓を開け、換気する。
 - ・ 多くの児童生徒が触れる箇所などは、1日に1回、水拭きをした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオル等で拭く。ただし、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能。
 - ・ 児童生徒が一斉に登校することを避けるため、必要に応じて、登下校時間帯を分散させる。
 - ・ 教室に入る前には、石けんと流水で30秒程度の手洗いを徹底させる（過敏な反応や手荒れの心配がある場合を除く）。
 - ・ 水分補給等のため、必要に応じて飲み物を持参させる。
 - ・ 加湿器等を使って、適度な湿度を保つようにする。（湿度40%以上を目安とする）
- 2 朝の会
 - ・ 十分な健康観察（児童生徒の表情等を確認しながら、検温の記録や健康状態の確認）
 - ・ 検温を行っていない児童生徒の検温と記録（養護教諭等との連携）
- 3 授業中
 - ・ 換気の徹底（ストーブやヒーター等使用時においても換気は必要。）
室温が下がらない範囲で常時窓を少し開ける。
常時の換気が困難な場合には、こまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する、2方向の窓を同時に開けて行う。）換気する。
連続した部屋や廊下等の空気を用い、2段階に換気する方法も考えられる。
教室に設置された扇風機等による空気の対流も活用する。
必要に応じた換気方法について、学校医や学校薬剤師等と相談をする。
 - ・ 室温は、18度以上が目安。
 - ・ 防寒対策として、上着やウインドブレーカーの着用、座布団や膝掛けの活用等、柔軟に対応する。
 - ・ 座席の間隔を可能な範囲で空けたり、配置を市松模様にしたたりするなど、密集・密接を避けた学習形態を工夫する。
 - ・ 身体的距離が十分とれない時は、マスクを着用する。ただし、以下の場合などはマスクを着用する必要はない（授業以外でも同様とする）。
 - * 他の人との身体的距離が十分に空いているとき。
 - * 体育の授業の時。
- 4 各教科等の指導

以下に掲げるものなど感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で、実施することを検討する。

 - ・ 音楽科における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱」や「リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - ・ 家庭科、技術・家庭科における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - ・ 体育科、保健体育科における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
 - ・ 「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - ・ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - ・ 図画工作、美術における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

5 休み時間・昼休み

- ・手洗いの徹底・十分な換気
- ・会話をする際は、一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触しないような遊びを行うよう指導する。
- ・学校図書館を利用するときには、利用前後の手洗いを徹底させる。また、利用時間帯を分散させるなど、館内での密集を生じさせない配慮をする。

6 給食の時間

- ・配食を行う児童生徒及び教職員の体調や衛生的な服装、手指の確実な洗浄等について、毎日確認する。
- ・当番以外の児童生徒についても食事前後の手洗いを徹底する。
- ・対面式を避け、一方向を向いた食事とする。
- ・飛沫の飛散を防ぐため、大声での会話は控える。

7 清掃の時間

清掃においては、以下の項目を参考としつつ、通常のコソバ活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにする。これらは、通常のコソバ活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えない。また、スクール・サポート・スタッフや地域の協力を得て実施することも考えられる。

- ・換気の良い状況で、マスクを着用した上で行うようにする。
- ・清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。
- ・床は、通常のコソバ活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ・大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常のコソバ活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導する。
- ・清掃終了後は、必ず石けんを使用して手洗いをを行う。

8 帰りの会

- ・帰宅後の過ごし方についての指導（十分な休養や睡眠・十分な食事・適度な運動等の規則正しい生活、不要不急の外出の自粛等）
- ・体調不良（風邪の症状、咳、発熱等）の際は、登校しないことの確認

9 放課後

- ・これまで実施していた消毒作業については、感染者が発生した場合でなければ基本的には不要。

10 部活動

部活動については、「学校再開後の部活動実施に係る対応マニュアル（三訂版）」等を踏まえ、教師の監督のもとに実施して活動状況を把握するとともに、以下の事項等を参考に、児童生徒の密集や密接を避けながら活動できるよう配慮する。

- ・部室や更衣室の使用に当たっての時間短縮や交替で利用などの工夫
- ・使用する用具等についての使い回しの制限と使用前後の手洗い
- ・活動場所や時間、「4 各教科等の指導」における配慮に準じた活動内容の工夫
- ・十分な準備運動による怪我防止と休憩の際の手洗いの徹底
- ・特に室内で活動する場合にあたっては、換気の実施と、人と人の間隔を十分に空けるなどの配慮
- ・練習試合等の対外試合については、遠征先も含めた地域の感染状況等を踏まえ慎重に決定を行い、学校や会場での活動時だけでなく、移動時も含め感染防止対策を講じた上で実施する。
- ・宿泊を伴う合宿等については、当分の間、行わないこととする。

11 学校行事

学校行事の実施に当たっては、その教育的意義や児童生徒の心情等を踏まえ、換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面を避ける【3つの密】に十分配慮し、内容や方法を工夫する。

なお、児童生徒が密集して長時間活動する行事など、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学校行事については、当分の間、行わないこととする。

また、他の都道府県等に移動する校外学習や学校行事については、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」等を参考に、以下の点などに留意して実施に向けて検討する。

- ・目的地も含めた、地域の直近の感染状況等を十分に踏まえる。
- ・旅行業者等と連携して、活動時だけでなく、移動時、宿泊時も含めた感染防止対策を講じる。
- ・保護者・児童生徒に対して、緊急時の対応等も含め事前に十分な説明をし理解を得る。
- ・行事の延期または中止によるキャンセル料発生の可能性についても、事前に丁寧に説明しておく。

【家庭での生活】

- ・登校前に家で検温し、記録
- ・十分な休養や睡眠・十分な食事・適度な運動等の規則正しい生活
- ・外出についてはマスクを着用し、換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面を避ける。【3密】
- ・不要不急の外出を控える。
- ・健康観察シート（検温記録表）の活用
- ・発熱や風邪の症状等がある場合は、登校せず自宅で休養（出席停止）

【その他】

- ・新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や感染症対策について発達段階に応じた指導を行い、適切な行動をとることができるようにする。
- ・新型コロナウイルス感染症を理由に、いじめや特定の地域・人に対する偏見や差別がないよう、十分な配慮に努める。
- ・手洗いや消毒、咳エチケットについての指導の徹底。
- ・児童生徒に対し、きめ細やかな健康観察を行うとともに、心の健康についても把握するよう努め、必要な支援を行う。
- ・教職員についても、自身の健康管理及び予防対策に努めるとともに、発熱や風邪の症状がみられた場合は、出勤しない。
- ・学校医や学校薬剤師等との連携を図り、保健管理体制の整備及び環境衛生の保持等に努める。
- ・感染経路を絶つには、手洗い、咳エチケット、清掃・消毒が大切である。特に手洗いについては、児童生徒のみならず教職員や学校に出入りする関係者の間でも徹底する。
- ・今後、季節性インフルエンザ等の感染症が流行しやすくなることから、発熱等の風邪の症状がみられる場合は、学校に登校せず、速やかに医療機関に相談するように児童生徒や保護者に促す。

※ 児童生徒及び教職員の感染または濃厚接触が判明した場合は、「新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合の学校の対応について（改訂版）」「教職員の新型コロナウイルス感染症発生時の連絡体制図（改訂版）」に従って、速やかに対応する。